

【広報資料】

**厚生労働省社会保障審議会年金部会
「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」報告書
に対する意見について**

平成19年3月13日

短時間労働者への厚生年金等適用拡大反対協議会

去る3月6日、厚生労働省の「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」においてまとめられ、年金部会に報告された報告書の内容に対して、「短時間労働者への厚生年金等適用拡大反対協議会」では別紙のとりの意見を取りまとめました。ワーキンググループならびに年金部会での議論は、「適用拡大ありき」で十分に検討が行われたものではなく、誠に遺憾であります。当協議会では今後とも断固反対を表明し、反対運動を継続してまいりますので、申し添えます。

お問合せ

『短時間労働者への厚生年金等適用拡大反対協議会』幹事団体

日本チェーンストア協会（常務理事・小笠原）	TEL03-5251-4600	FAX03-5251-4601
日本百貨店協会（常務理事・小豆澤）	TEL03-3272-1666	FAX03-3281-0381
日本スーパーマーケット協会（事務局長・並木）	TEL03-3661-4967	FAX03-3661-4512

「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」報告書に対する意見

平成19年3月13日

短時間労働者への厚生年金等適用拡大反対協議会

社団法人全国スーパーマーケット協会
社団法人全国乗用自動車連合会
社団法人全国ビルメンテナンス協会
社団法人日本給食サービス協会
日本小売業協会
社団法人日本ショッピングセンター協会
日本スーパーマーケット協会
社団法人日本セルフ・サービス協会
社団法人日本専門店協会
日本チェーンストア協会
社団法人日本通信販売協会
社団法人日本テレマーケティング協会
日本百貨店協会
社団法人日本フードサービス協会
社団法人日本フランチャイズチェーン協会
社団法人日本べんとう振興協会
社団法人日本ホテル協会
社団法人日本ボランタリー・チェーン協会

3月6日の「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」でまとめられ、年金部会に報告された報告書のパート労働者への適用拡大の方向性については、「断固反対」である。

1. 厚生労働省の「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」においては、ヒアリングを受けた15の事業者団体全てが適用拡大に対して「『反対』ないしは『慎重に審議すべき』」との意見陳述を行ったにもかかわらず、これら事業者の声を全く無視し、十分な議論は行われなかった。また、主な事業者団体がパート労働者にアンケート調査を実施し、「多くのパート労働者は適用拡大を望んでいない」旨を訴えてきたが、これらの実態についても真剣に取り上げることなく、20～30時間の間で個々人の

事情や希望に応じて都合よく働いているパート労働の実態に向き合うこともなかった。報告書の内容は、これらの様々な角度から議論を十分に尽くしたのではなく、最初から「適用拡大ありき」の委員の持論を羅列したものに過ぎない。

2．報告書では、適用対象を週労働時間 20 時間以上のパート労働者に拡大した上で、「一定以上の賃金」や「一定以上の勤務期間」による条件で絞り込みを行うことも考えられるとされた。一方、厚生年金の適用基準は「その重要性に鑑み、今後は、法律上の根拠を明確化」とされ、政省令等で適用基準を随時に変更できることを伺わせるものとなった。これらの要件は、厚生労働省の思惑に応じていつでも変更可能であり、評価に値しない。現に、政府管掌健康保険料の標準報酬月額の下限改定についても、国民の前で何ら議論されることなく、一方的に引き下げられ通達されたのみである。

そもそも平成 16 年年金制度改革の際には、国民年金法等の一部を改正する法律の附則において「5 年を目途に総合的に検討する。」と約束したにもかかわらず、同ワーキンググループの「適用拡大ありき」を前提とした委員による実質わずか 1 ヶ月半足らずの議論で方向付けが行われ、約束は簡単に反故にされたところである。

これらの現実を見ると、この問題についての厚生労働省の進め方を到底信用することはできない。

3．そもそも本報告書においては、労働の報酬により生計を営んでいる被用者について、「できる限り被用者年金制度（厚生年金制度）の対象とすべき」とあり、その上で、「当面は、週の所定労働時間が 20 時間以上の者とすることが適当」との方向付けが行われた。

例えば、「当面、週労働時間 20 時間以上の者」が被用者として相応しいとされたが、何ゆえに 20 時間以上が相応しいのか、その論拠は全く明らかにされていない。また仮に、将来適用の基準を週労働時間 時間以上の者に見直そうとした場合に、何をきっかけに、また、何を理由に 時間以上を被用者として相応しいと判断しようとしているのか全く議論されていない。これらの極めて基本的かつ重大な点について何ら検証されないままこのような重大な方向付けが行われたこと自体、この間の議論の実態を如実に表したものであり、その結果である報告書の内容を到底容認することはできない。

以上

『短時間労働者への厚生年金等適用拡大反対協議会』構成団体（18団体）

全国スーパーマーケット協会		
東京都新宿区大久保2-7-1 大久保フジビル	TEL03-3207-3157	FAX03-3207-5277
全国乗用自動車連合会		
東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館	TEL03-3239-1531	FAX03-3239-1619
全国ビルメンテナンス協会		
東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館	TEL03-3805-7560	FAX03-3805-7561
日本給食サービス協会		
東京都千代田区神田鍛冶町3-5-8 神田木原ビル	TEL03-3254-4614	FAX03-3254-4667
日本小売業協会		
東京都千代田区丸の内3-2-2 東商ビル	TEL03-3283-7920	FAX03-3215-7698
日本ショッピングセンター協会		
東京都中央区勝どき3-12-1 フォアフロントタワー	TEL03-3536-8121	FAX03-3536-8120
日本スーパーマーケット協会		
東京都中央区日本橋本町2-6-3	TEL03-3661-4967	FAX03-3661-4512
日本セルフ・サービス協会		
東京都千代田区内神田3-19-8 櫻井ビル	TEL03-3255-4825	FAX03-3255-4826
日本専門店協会		
東京都港区北青山2-12-8 荒川ビル	TEL03-5411-5351	FAX03-5411-5515
日本チェーンストア協会		
東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル	TEL03-5251-4600	FAX03-5251-4601
日本通信販売協会		
東京都中央区日本橋小舟町3-2 リブラビル	TEL03-5651-1155	FAX03-5651-1199
日本テレマーケティング協会		
東京都千代田区神田東松下町35 アキヤマビルディング2	TEL03-5289-8891	FAX03-5289-8892
日本百貨店協会		
東京都中央区日本橋2-1-10 柳屋ビル	TEL03-3272-1666	FAX03-3281-0381
日本フードサービス協会		
東京都港区浜松町1-29-6 浜松町セントラルビル	TEL03-5403-1060	FAX03-5403-1070
日本フランチャイズチェーン協会		
東京都港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビル	TEL03-5777-8701	FAX03-5777-8711
日本べんとう振興協会		
東京都新宿区四谷2-8 新一ビル	TEL03-3356-1575	FAX03-3356-1817
日本ホテル協会		
東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル	TEL03-3279-2706	FAX03-3274-5375
日本ボランティア・チェーン協会		
東京都港区芝公園1-7-15 池田ビル	TEL03-3435-7311	FAX03-3435-8500